

第一期京都市動物愛護行動計画に基づく取組について（令和２年度実績）**１ 計画の目的**

第一期「京都市動物愛護行動計画」（以下、「市計画」という。）は、本市における動物愛護管理への取組を総括、動物愛護施策の更なる充実を図るため、平成２１年３月に策定しました。

その後、京都動物愛護憲章や京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例の制定、京都動物愛護センターの開設などを受け、平成２８年３月に新たな目標値の設定や施策・事業を拡充するなどの改訂を行いました。

本市では、市計画を本市の動物愛護行政の基盤として、また、京都動物愛護センターを拠点として、市民、事業者、獣医師会、動物愛護団体、ボランティアスタッフなどの皆様と連携し、「人と動物が共生できるうるおいのある豊かな社会」の実現に向け、全力で取り組んでまいります。

２ 計画の期間

平成２１年度～平成３０年度（１０年間）

【平成２８年３月】 目標値の再設定

【平成３０年４月～令和２年３月】 計画期間の延長（※）

※ 令和元年６月の「動物の愛護及び管理に関する法律」（以下、「動物愛護管理法」という。）改正及び府計画の見直しに合わせて、令和２年度まで計画期間を延長し、前年を上回る実績を目指し、取組を進めてまいりました。

３ 施策及び数値目標

第一期市計画では、施策推進の方向性を明確にするため３つの施策目標を掲げ、その目標の達成に向けた様々な取組を充実させています。また、その施策の達成状況を的確に評価するため６つの具体的な数値目標を定めています。

【３つの施策目標】

- I 殺処分数の大幅な減少
- II 事業者の社会的責任の徹底
- III 人と動物のよりよい関係づくり

【6つの数値目標】

目 標 項 目	当初の目標値※ (H30目標)	基 準 値 (R1実績)	実 績 (R2実績)	
犬猫の殺処分数	600頭	729頭	590頭	達成
犬の引取数	35頭	19頭	16頭	達成
猫の引取数	650頭	907頭	767頭	達成
犬の譲渡返還率	97%	96%	59%	
猫の譲渡返還率	10%	20%	30%	達成
犬猫に係る 苦情件数	1,000件	1,107件 〔犬: 447件〕 〔猫: 660件〕	1,177件 〔犬: 441件〕 〔猫: 736件〕	

※ 平成28年3月の計画改定時に数値目標を再設定

〔語句の定義〕

殺 処 分 数：動物愛護センターに収容（引取・保護等）された犬猫のうち、返還や譲渡ができず、やむなく、できる限り苦痛を与えずに致死させた犬猫の頭数（飼養管理中に死亡したものを含む。）

犬の引取数：やむを得ない事情により飼えなくなった犬を飼い主から引き取った頭数

猫の引取数：以下のものを合算した頭数

- ・やむを得ない事情により飼えなくなった猫を飼い主から引き取った頭数
- ・街中で徘徊していたところを市民が保護し、動物愛護センターに収容した猫の頭数
- ・自活不能や負傷等を理由に動物愛護センターが保護した猫の頭数

譲渡返還率：{（返還数）＋（譲渡数）／収容数}×100

返還数：街中で徘徊していたところを動物愛護センター、もしくは市民が保護し、同センターに収容した犬猫のうち、飼い主が判明し、元の飼い主へ返還した頭数

譲渡数：動物愛護センターで引取り・保護した犬猫のうち、新しい飼い主へ譲り渡した頭数

収容数：動物愛護センターで引取り・保護した犬猫の頭数

犬猫に係る苦情件数：医療衛生センター等に寄せられた犬の鳴き声や野良猫のふん尿の臭い等の相談件数

4 施策の取組状況

I 殺処分数の大幅な減少

1 飼い主責任の徹底

(1) 終生飼養の徹底

ア 動物愛護管理法の規定に基づき、医療衛生センター及び動物愛護センターにおいて、飼い主から犬猫の引取依頼があった際には、終生飼養について再考する機会を確保するため、原則、引取らないこととし、新たな飼い主を探すよう指導をより強化しました。

イ それでもなお、やむなく引き取らざるを得ない場合でも、引取日時を指定することで、犬猫を家族として迎えた時の気持ちを思い起こし、引取りを考え直す時間的猶予を与え、安易な犬猫の放棄の抑制に努めました。

＜飼い主からの引取数＞

単位：頭

	H27	H28	H29	H30	R1	R2
犬	23	32	19	15	19	16
猫	56	50	25	42	52	52

ウ 京都市の公式ホームページ「京都市情報館」や、動物愛護センターホームページ、市民しんぶん及び啓発パネル等により、本市における犬猫の引取・殺処分頭数等に関する現状を公表し、終生飼養の重要性を訴えました。

エ 例年、犬とのふれあい等を通じて、子ども達に「いのちの大切さ」を伝える動物愛護出前授業「きょうとアニラブクラス」を開催しておりましたが、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催を見合わせました。

オ 飼い主が望まない無秩序な繁殖による多頭飼育崩壊、引取り、遺棄等を防止することを目的として、飼い犬及び飼い猫の避妊去勢手術の助成を行いました。なお、令和元年度からは犬猫一頭当たり2,500円とし、年間上限の助成頭数を1,000頭に拡大することで事業の充実を図りました。（公益社団法人京都市獣医師会（以下、「獣医師会」という。）からも同額助成。）

＜助成実績＞

単位：頭

	H27	H28	H29	H30	R1	R2
犬	262	252	261	266	315	303
猫	571	581	572	567	685	697
計	833	833	833	833	1,000	1,000

(2) 登録・狂犬病予防注射率の向上

＜登録・狂犬病予防注射実績＞

単位：頭

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
新規登録数	4,517	4,607	4,281	4,464	4,155	4,608	4,355	3,939	3,704	4,003	4,491
注射数 (接種率)	41,436 (72.5%)	41,423 (72.5%)	40,995 (71.1%)	40,778 (69.4%)	40,195 (67.8%)	40,901 (68.4%)	40,552 (67.7%)	39,970 (67.2%)	40,423 (69.2%)	39,658 (69.4%)	41,632 (72.2%)
総登録数	57,103	57,103	57,664	58,684	59,253	59,803	59,898	59,498	58,449	57,103	57,660

＜上表のうち、集合注射における実績＞

単位：頭

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2※
新規登録数	555	464	390	357	290	268	241	191	148	153	20
全体に占める割合	12.3%	10.1%	9.1%	8.0%	7.0%	5.8%	5.5%	4.8%	4.0%	3.8%	0.4%
注射数	13,892	12,865	11,646	11,128	10,396	9,192	8,938	8,465	7,407	6,278	1,151
全体に占める割合	33.5%	31.1%	28.4%	27.3%	25.9%	22.5%	21.6%	21.2%	18.7%	15.7%	2.7%

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年4月5日以降のへき地以外の集合注射の実施を中止。

- ア 狂犬病予防注射の接種率については、平成24年度まで7割台、平成25年度からは6割台でしたが、令和2年度は8年ぶりに7割台まで接種率が向上しました。これは、令和元年度から飼い主に対する注射実施の督促方法をハガキから封書に変更し、動物病院でも提出可能な注射済票交付願や犬の登録事項変更・死亡届も併せて郵送することで、最寄りの動物病院での注射の実施が促されるとともに、死亡犬の把握につながったことによる効果と考えられます。
- イ 新規登録数について、令和2年度は前年度よりも約500件多く、平成29年度以降は減少傾向にあった犬の総登録数について、令和2年度は増加に転じました。これにより、新しく犬を飼い始められた方が増えたと推察されます。実態として、飼い始めた時は狂犬病予防注射を接種するが次年度以降未接種となる場合もあり、犬の飼い主に対して毎年接種するよう啓発に努める必要があります。
- ウ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため狂犬病予防集合注射を一部中止とし、各動物病院での個別注射を勧奨することとなりましたが、注射数、接種率は昨年度よりも増加しました。これを、集合注射のあり方を含め、効率的な狂犬病予防注射の接種体制を検討してまいります。
- エ 狂犬病予防注射啓発リーフレットを作成し、京都市保健協議会連合会協力の下、市内の全町内に回覧しました。

(3) 咬傷事故の未然の防止の徹底

<咬傷事故の発生件数>

単位：件

	H27	H28	H29	H30	R1	R2
件数	48	53	31	45	33	36

- ア 近年の咬傷事故件数については、30～50件前後を推移しており、リードを付けて散歩している犬に被害者が近づいて咬まれた事例が多くみられました。
- イ 咬傷事故が発生した際は、医療衛生センター及び動物愛護センターが、人を咬んだ犬の飼い主に対し、けい留義務や散歩時の注意事項など、事故の原因に応じた再発防止を指導しました。
- ウ 咬傷事故の発生を未然に防止するために、動物愛護センターでは専門家から犬の習性やしつけ方を学ぶ「犬と楽しく暮らすための教室」を開催しました。

<犬と楽しく暮らすための教室>

米国獣医行動学専門医の入交氏を講師として招き、より専門的な知識を交えた講座を会場及びオンラインで開催（令和2年度：会場参加16名、オンライン参加20名）

(4) 迷惑行為の防止の徹底

- ア 令和2年度における苦情件数は、犬猫合わせて1,177件であり、前年度より6.3%増加しました。

<犬猫の苦情件数>

単位：件

	H27	H28	H29	H30	R1	R2
犬	736	495	722	591	447	441
猫	935	715	794	819	660	736
計	1,671	1,210	1,516	1,410	1,107	1,177

イ 医療衛生センター及びコーナーに寄せられた犬猫の苦情に対しては、医療衛生センターが現地確認を行ったうえで、飼い主に対して適正な飼い方の指導を行いました。

ウ 飼い主が特定出来ない苦情発生地域に対しては、動物愛護センターが適正飼養について、広報車による広報活動を実施したほか、地域の方と行政が一体となって街頭啓発等を行う“地域ぐるみの啓発活動”を実施しました。

＜広報車による適正飼養の啓発＞

単位：回

	H27	H28	H29	H30	R1	R2
実施数	417	390	363	375	409	385

＜地域ぐるみの啓発活動の実施件数＞

	H28	H29	H30	R1	R2
実施件数	10 区 (11 地域)	4 区 (4 地域)	5 区 (6 地域)	3 区 (3 地域)	3 区 (3 地域)

エ 犬のふんの放置や猫への不適切な給餌が問題になっている地域の相談者に啓発プレートを配布しました。

＜配布件数（R2）＞

- ・犬へのふんの放置防止プレート：249 件
- ・猫への不適切な給餌防止プレート：90 件

オ 猫が私有地に侵入してくるという苦情の相談者には、猫が嫌がる超音波を発生する機械を医療衛生センターに配備し、希望者に無料で貸し出しました。

カ 所有者不明猫（以下、「野良猫」という。）の無秩序な繁殖を抑制し、ふん尿等の被害の拡大を防止することにより、猫と共生できる社会の実現を目的とした「まちなこ活動支援事業」等を実施しました。令和2年度は本事業の10年間の効果検証を実施（詳細は後述）しましたので、その結果を含めホームページ、市民しんぶん等を用いて本事業の周知を図るとともに医療衛生センターでは野良猫で困っている地域の相談者に対して、本事業を紹介し、取組地域の拡大に努めています。

キ 猫の室内飼養を徹底するようホームページ等を用いた情報発信を行い、飼い猫が自宅以外の場所に侵入して近隣に迷惑がかからないように啓発しました。また、府市共同で作成したリーフレット「猫へのエサやりに責任を持ちましょう」を適正飼養の啓発及び指導に活用しました。

ク 動物愛護センターに収容された猫の譲渡希望者に対して、屋外での交通事故や感染症罹患のリスク等を説明するとともに、実際に猫の飼育モデルルームを参観することで室内飼養を徹底するよう求めました。

(5) 特定動物所有者の社会的責任の徹底

動物愛護センターでは、特定動物の所有者に対し、終生飼養の徹底について啓発するとともに、必要に応じて飼養状況の確認を実施しました。

また、令和元年の改正動物愛護管理法により、令和2年6月1日から愛玩目的で特定動物を新しく飼うことができなくなりましたので、特定動物を取り扱う販売業者等に対し、改正内容の周知を徹底しました。

＜特定動物(人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物)の飼養状況＞

令和2年度新規飼養施設：	4施設（許可件数：42件）
令和2年度全飼養施設数：	27施設（許可件数：90件）
（特定動物の種類：ヘビ、ワニガメ等）	

(6) 動物の遺棄・虐待の防止

ア 令和元年の改正動物愛護管理法により、令和2年6月1日から動物の遺棄・虐待に関する罰則が強化されたことを契機として、動物の遺棄・虐待防止に係るポスターの掲示やチラシ等で啓発を図りました。

(R2. 6. 1～)		(旧)
殺傷	：懲役5年，罰金500万円	← 懲役2年，罰金200万円
虐待・遺棄	：懲役1年，罰金100万円	← 罰金100万円

また、遺棄・虐待の罰則が強化されたことについては、動物愛護週間（9月20日～9月26日）事業として実施したテレビ番組「京都アニラブテレビ」でも視聴者に向け配信いたしました。

イ 京都市、京都府、京都府警察による「動物愛護管理事業推進連絡会」での情報共有、動物愛護センターを京都市・京都府共通の動物虐待通報相談窓口として位置付けるなど、府市連携による取組を進めました。

ウ 虐待に係る情報が寄せられた場合は、医療衛生センターが現地確認を行ったうえで、飼い主に対して適正な飼い方の指導を行いました。

エ 動物愛護センターでは、ペットの飼い方に悩んだ飼い主が安易に遺棄しないように、適切な飼育方法についての講習会の開催や相談に応じました。

2 保護・収容動物の返還、譲渡の推進

(1) 京都動物愛護センターホームページによる情報提供

ア ホームページやTwitter, Facebook, Instagram, 令和2年度からはYouTubeによる配信も開始し、積極的に動物愛護行政に関する情報発信を実施しています。

＜収容数＞

単位：頭

	H27	H28	H29	H30	R1	R2
犬	117	114	70	97	69	112
猫	1,264	1,113	944	897	907	767

＜譲渡数＞

単位：頭

	H27	H28	H29	H30	R1	R2
犬	56	62	35	44	45	45
猫	149	159	173	167	173	223

<返還数>

単位：頭

	H27	H28	H29	H30	R1	R2
犬	42	29	23	16	21	21
猫	3	3	4	1	4	5

<譲渡返還率>

単位：％

	H27	H28	H29	H30	R1	R2
犬	84	80	83	62	96	59
猫	12	15	19	19	20	30

収 容 数：動物愛護センターで引取り・保護した犬猫の頭数

譲 渡 数：動物愛護センターで引取り・保護した犬猫のうち、新しい飼い主へ譲り渡した頭数

返 還 数：街中で徘徊していたところを動物愛護センター、もしくは市民が保護し、同センターに収容した犬猫のうち、飼い主が判明し、元の飼い主へ返還した頭数

譲渡返還率：{(返還数) + (譲渡数) / 収容数} × 100

イ 平成28年12月から若年層に人気のあるSNSサービス「LINE」を活用し、センターのマスコットキャラクターである「京ちゃん」及び「都ちゃん」のスタンプを配信するなど、情報発信力を強化することで、施設利用や譲渡事業の促進を図っています。

また、平成30年12月12日（京都動物愛護憲章の制定日）には、京都動物愛護センターボランティアとの協働によりデザインしたLINEスタンプの第二弾を販売し、動物愛護センターの認知度を高めるよう活用しています。

<販売実績>

(各120円/セット)

	H28	H29	H30	R1	R2
京ちゃん	333	298	625	216	156
都ちゃん	175	173	511	121	68
第2弾		—	1,558	397	223
合計	508	471	2,694	734	447

(2) マイクロチップ等の個体識別明示に係る啓発の促進

ア ホームページ等による情報発信に加え、動物愛護週間事業のテレビ番組「京都アニラブテレビ」による発信や、総合防災訓練や防災啓発イベント時のパネル展示等により、マイクロチップ装着の啓発を行いました。

イ 平成27年度からマイクロチップの装着助成制度を開始し、獣医師会と連携し、犬猫へのマイクロチップの装着の普及促進を図りました(年間上限1,000頭。施術費用については、獣医師会が負担し、飼い主は情報登録料1,050円を負担する。)。令和2年度には、初めて助成頭数が年間上限の1,000頭に達しました。これは、令和元年の改正動物愛護管理法により、令和4年6月1日からマイクロチップの装着が飼い主の努力義務になることも影響していると考えられます。

＜マイクロチップ助成実績＞

	H27	H28	H29	H30	R1	R2
施術病院数	40 病院	75 病院	76 病院	79 病院	81 病院	83 病院
犬	321 頭	209 頭	198 頭	261 頭	243 頭	320 頭
猫	232 頭	424 頭	404 頭	453 頭	576 頭	680 頭
計	553 頭	633 頭	602 頭	714 頭	819 頭	1,000 頭

(3) 子猫の一時預り在宅ボランティアとの協働

ア 動物愛護センターに収容した約 1 ヶ月齢の子猫を自宅で一時的に預かり、一般への譲渡が可能となる 2 箇月齢まで飼養していただく「子猫の一時預り在宅ボランティア制度」を平成 27 年 1 月から開始し、猫の譲渡促進を図りました。

＜子猫の一時預り在宅ボランティアの実績＞

令和元年度末におけるボランティア登録数：40 名

	H27	H28	H29	H30	R1	R2
ボランティアが預った猫数※	43 頭	39 頭	70 頭	54 頭	70 頭	63 頭

※これらの猫については、全て譲渡済み。

(4) 府市連携による譲渡事業の実施

ア 譲渡事業について、従前は、京都市内在住者への譲渡に限定していましたが、平成 27 年度の京都動物愛護センターの開設を機に、譲渡地域を京都府域に拡大し、広域的に譲渡ができるよう制度の見直しを行いました。

イ 収容した犬猫について、譲渡対象となる犬猫の情報を府市で一元管理し、効果的かつ効率的な情報発信を行いました。

(5) 収容した犬の社会復帰トレーニング

ア 無駄吠えや噛みぐせ等の問題行動のある犬について、専門家によるトレーニングにより矯正し、譲渡適性を獲得させる「京都方式」を推進し、少しでも多くの犬を譲渡できるよう取り組みました。

イ 動物愛護センターから譲渡した犬については、新しい飼養環境にすぐに馴染めず、問題行動が発生することもあるため、希望者には「京都方式」による飼い方をアドバイスする「飼い方相談アドバイザー」により、譲渡犬の飼養断念の防止や適正飼養の啓発に取り組みました。

(6) 京都市獣医師会との連携

ア 動物愛護センターに収容された負傷犬猫は、獣医師会会員獣医師の助言等を得ながら、治療を行いました。

イ 夜間に発生した動物の事故や病気の治療に対応することにより、一つでも多くの動物の命を救うため、平成 27 年 5 月に動物愛護センター内に診療施設を設け、獣医師会が「京都夜間動物救急センター」を運営しています。

3 所有者等のいない猫対策の推進

(1) 所有者等のいない猫への不適切な餌やり行為防止に向けた取組

- ア 餌の放置や猫の糞尿などによる生活環境の悪化等の苦情に対しては、医療衛生センターが現地確認し、京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例（以下「マナー条例」という。）に基づき、給餌者に不適切な給餌を改善するよう指導しました。
- イ 給餌者が特定できない場合には、野良猫への不適切な給餌が問題になっている地域の住民に対し、求めに応じて啓発プレートを配布し、不適切な給餌者に対して是正するよう啓発しました。また、動物愛護センターが広報車による広報活動を実施するほか、地域の方と行政が一体となって街頭啓発等を行う“地域ぐるみの啓発活動”を実施しました。
- ウ 野良猫の無秩序な繁殖を抑制し、ふん尿等の被害の拡大防止を図るとともに、猫と共生できる社会の実現を目的とした「まちなこ活動支援事業」等を実施しました。さらに、本事業の効果検証を実施し、その結果（詳細は後述）を含め、ホームページ等を用いて情報発信し、本事業の拡大を図りました。
- エ まちなこ活動によらず、地域猫活動を行う場合は、マナー条例に定める野良猫への給餌基準に基づき、周辺住民の生活環境を悪化させることなく適切に行うよう、指導しました。

(2) まちなこ活動支援事業の推進

- ア 地域に暮らす野良猫を、住民の合意の下、地域のルールに基づいて適切に飼養するとともに、野良猫に避妊去勢手術を施し、一代限りの命を全うさせることにより、将来的にその地域の野良猫を減らす「まちなこ活動」を支援するための取組の推進を図りました。
- イ 「まちなこ活動」への支援の取組みとして、獣医師会協力の下、一日最大4頭の猫の避妊去勢手術を無償で行い、野良猫の増加防止に努めました。
- ウ 近年は、「まちなこ活動」が進むにつれて、猫が保護器を警戒するようになり、捕獲が難しくなっている地域があるため、捕獲効率を上げるために、活動者に対して、餌や保護器設置の工夫について助言するなど、活動の推進を図りました。

＜まちなこ活動支援事業による手術頭数及び登録地域数＞

	H27	H28	H29	H30	R1	R2
手術頭数（頭）	204	159	143	148	195	172
オス（頭）	88	67	67	71	106	90
メス（頭）	116	92	76	77	89	82
登録地域数（地域）	157	181	203	226	254	277

- エ 令和2年度には、まちなこ活動支援事業開始から10年が経過したことから、これまでの取組実績を振り返り、効果検証を行いました。検証の結果、路上で死亡した野良猫の頭数が減少していることから、野良猫の頭数が減少しているもの

と推察されました。また、まちねこ活動の活動期間が長いほど野良猫が減った地域の割合が高く、1地域当たりの野良猫の減少頭数が多いことも分かりました。

検証結果については、ホームページや市民しんぶん等により情報発信することで、まちねこ活動の推進を図りました。

◎まちねこ活動支援事業の10年間（平成22年～令和元年）の取組実績

＜動物愛護センターの収容頭数、路上死亡猫頭数との関係＞

		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
猫の頭数	路上死亡猫頭数	(未集計)				5,169	4,869	4,487	4,082	3,874	3,715
	所有者不明引取頭数	1,525	1,342	1,250	1,019	1,107	1,208	1,063	919	855	855
	手術頭数(累計)	94	223	373	583	763	967	1,126	1,269	1,417	1,612
地域数	活動中(新規登録)	19 (19)	45 (27)	57 (18)	76 (26)	86 (24)	119 (43)	133 (24)	143 (22)	149 (23)	147 (28)
	廃止地域数(累計)	0	1	7	14	28	38	48	60	77	107

＜まちねこ活動年数と活動地域における猫の増減について＞

活動年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9
猫が減った地域の割合(%)	62	41	83	70	75	100	100	100	100
1地域当たりの減った頭数(頭)	0.69	0.14	1	3	5.1	8.7	13	10.5	4

Ⅱ 事業者の社会的責任の徹底

1 動物取扱業者への対応

(1) 定期的な監視指導と不適切業者への厳正な対応

ア 新規登録施設及び登録更新(5年更新)施設並びに苦情等発生施設については、動物愛護センターが現地調査を行い、動物愛護管理法に基づいた指導を実施しました。

＜第一種動物取扱業＞(※)

令和2年度新規登録施設：41施設(登録件数：59件)
 令和2年度末施設数：500施設(登録件数：667件)
 令和2年度末監視施設数：109施設

※ 動物愛護管理法で、ペットショップなど営利性のある動物取扱業は「第一種動物取扱業」の登録が義務付けられている。

【第一種動物取扱業種一覧】

業種	業の内容	業者の一例
販売	動物の小売及び卸売並びにそれらを目的とした繁殖又は輸出入を行う業	・ペットショップなど
保管	保管目的で顧客の動物を預かる業	・ペットホテル ・トリミング(動物を預かる場合) ・ペットシッター
貸出し	愛玩、撮影、繁殖その他の目的で動物を貸し出す業	・ペットレンタル ・映画等のタレント・撮影モデル
訓練	顧客の動物を預かり訓練を行う業	・動物の訓練・調教業者 ・出張訓練業者

展示	動物を見せる業（動物との触れ合いの提供を含む。）	・動物園 ・水族館 ・動物ふれあいパーク など
競りあっせん	動物の売買をしようとする者のあっせんで、会場を設け、競りによる行う業	・動物オークション (会場を設ける場合)
譲受飼養	有償で動物で譲り受けて飼養を行う業	・老犬老猫ホーム

＜第二種動物取扱業＞（※）

令和2年度新規登録施設： 1施設（登録件数： 4件）
 令和2年度末施設数： 10施設（登録件数： 15件）
 令和2年度末監視施設数： 3施設

※ 動物愛護管理法で、一定数以上の動物を非営利で扱う場合（譲渡や展示など）は「第二種動物取扱業」の届出が義務付けられている。

【第二種動物取扱業種一覧】

業種	業の内容	業者の一例
譲渡	保護・引き取った動物を第三者に譲る業	譲渡のための飼養施設を有する動物愛護団体
保管	動物を預かり一定期間飼養した後、飼い主に返還する業	一時保護をする飼養施設を有する動物愛護団体
貸出し	動物を貸し出す業	盲導犬等は無償で貸与する団体
訓練	動物の預かり及び訓練を行う業	ボランティアの預かり訓練
展示	動物を見せ、触れ合わせる業	無料の動物園、アニマルセラピーを行う団体

(2) 動物取扱責任者研修会の開催

動物愛護管理法により、動物取扱責任者が一年に一回受講することが義務付けられている動物取扱責任者研修会について、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止としましたが、市内の動物取扱業者に対して、令和元年の改正動物愛護管理法をまとめた資料等を送付することで、法改正による適正な飼養管理基準について周知しました。

(3) 動物の販売時等の説明責任の徹底

動物取扱業者に対して、動物愛護管理法により動物取扱業者に義務付けられている購入者への適正飼養に係る情報提供を行うよう指導しました。

2 実験動物・産業動物の適正な取扱い

(1) 実験動物施設における飼養状況の把握と指導の実施

実験動物施設における動物の飼養状況の把握に努め、必要に応じて施設に立ち入り、実験動物の管理者等に「実験動物の飼育及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」に基づく適切な取扱いについて周知しました。

(2) 産業動物の関係機関と連携した指導の推進

ア 「化製場等に関する法律」に基づく産業動物（牛、馬、豚、めん羊、やぎ、犬、鶏・あひる（生後30日未満のものを除く）等）の飼養許可に係る申請があった

場合、医療衛生センターが現地調査を実施し、動物の飼養管理を適切に行うよう指導しました。

イ 関係部局と連携して、「産業動物の飼養及び保管に関する基準」に基づき、産業動物の生理・生態・習性等に応じた動物の管理について普及啓発を行いました。

Ⅲ 人と動物のよりよい関係づくり

1 京都動物愛護センターを拠点とした啓発事業の実施

(1) 動物愛護ボランティア等との共汗

ア 動物愛護に関する関心と高い意識を持つボランティアスタッフに、動物愛護センターに収容されている犬猫の飼養管理補助や来所者への案内等を行っていただきました。

イ また、新たなボランティアスタッフの養成講座や登録されているボランティアスタッフの研修会を開催することにより、必要な知識や技術の習得及び向上を図りました。

<ボランティア登録数>

登録時期	第六期登録 (H30)	第七期登録 (R1)	第八期登録 (R2)	合計
ボランティア登録人数※	25	43	31	99

(平成30年3月に第一期、第二期、平成31年3月に第三期、令和2年3月に第四期、令和3年3月に第五期のボランティアスタッフが卒業しました。)

登録時期	第一期登録 (H25)	第二期登録 (H26)	第三期登録 (H27)	第四期登録 (H28)	第五期登録 (H29)	合計
ボランティア登録人数※	32	34	30	32	42	170

※ 各登録年度当初の人数

ウ ボランティアスタッフが主体となって企画した子ども向けイベント「きょうとアニラブクラス」を3回開催し、動物愛護センターの収容動物の紹介やボランティアが制作した教材（すごろく）を活用するなど独自の取組を進めました。

(2) 「しつけ方教室」等の定期的な開催

「京都動物愛護憲章」の目指す「人と動物とが共生できるうるおいある豊かな社会」の実現に向け、動物愛護センターが動物愛護や適正飼養について積極的に発信する拠点となり、毎月、様々なテーマのイベントを開催し、同センターの機能や役割を周知するとともに、適正飼養等の普及啓発を行いました。

<イベント実績（R2）>

開催年月日		開催内容	参加人数
(4月～6月)		新型コロナウイルス感染症拡大防止のため「犬の譲渡会」等を中止	
7月	11日	犬の譲渡会	30人
8月	8日	犬の譲渡会	50人

9 月	12 日	犬の譲渡会	30 人
	20 日	「京都アニラブテレビ～動物愛護のことを考えてみよう～」放映	—
10 月	8 日	犬・猫の慰霊式	14 人
	10 日	犬の譲渡会	30 人
	31 日	ゼスト御池でのイベント「まちなかハロウィン」に出展	200 人
11 月	14 日	犬の譲渡会	40 人
	15 日	わんにゃんきょうとアニラブクラス	6 人
12 月	3 日	犬と楽しく暮らすための教室（来所・オンライン）	36 人
	12 日	犬の譲渡会	20 人
	13 日	わんにゃんきょうとアニラブクラス	9 人
1 月	9 日	犬の譲渡会	35 人
2 月	13 日	犬の譲渡会	75 人
	26 日	猫と楽しく暮らすための教室（オンラインのみ）	147 人
3 月	6 日	ゼスト御池でのイベント「ペットと共生！防災まちづくりフェスタ」に出展	200 人
	13 日	犬の譲渡会	30 人
	14 日	わんにゃんきょうとアニラブクラス	12 人
	20 日	講座「飼う前に考えよう」（オンラインのみ）	73 人

(3) ワーキングドッグ等の人間社会に必要とされる動物の普及啓発の強化

動物愛護週間（9月20日～9月26日）事業として実施したテレビ番組「京都アニラブテレビ」で、ワーキングドッグ（盲導犬）を紹介し、その役割等について啓発を行いました。

(4) 動物愛護事業の充実に向けた財源の確保

ア 動物愛護センターを多くの方に愛着を持っていただける施設とするとともに、所要の財源を確保するため、平成24年度から「京都市動物愛護事業推進基金」を設立しており、多くの方から寄附金をいただいています。

<実績（寄附金額及び件数）>

平成24年度	102,002,616 円	[94 件]
平成25年度	8,080,982 円	[52 件]
平成26年度	1,075,019 円	[55 件]
平成27年度	4,817,002 円	[99 件]
平成28年度	23,324,405 円	[108 件]
平成29年度	9,414,906 円	[115 件]
平成30年度	8,885,070 円	[114 件]
令和 元年度	3,123,479 円	[114 件]
令和 2年度	8,817,449 円	[181 件]
合計	169,540,928 円	[932 件]

イ 京都市へのふるさと納税寄付金の使い道として「人と動物とが共生できるうるおいのある豊かな社会の実現」を追加し、各種申込サイトで公開するだけでなく、基金の使い道や金額を公表することで、さらなる寄附金の獲得に努めました。

2 教育機関等との連携による動物愛護教育の実施

(1) 学校現場での講習会などの実施

ア 例年、認定 NPO 法人のスタッフや動物愛護センターの獣医師、動物愛護ボランティアが講師となって保育園、幼稚園、小・中学校等に出向き、「命の大切さ」、「飼い主の責任」、「犬との正しい接し方」、「ワーキングドッグの役割」等について啓発を行う、きょうとアニラブクラスを開催していましたが、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催を見合わせました。

<きょうとアニラブクラス実績>

	H27	H28	H29	H30	R1	R2
校数	9校	11校	18校	17校	18校	—
受講者数	約800名	約700名	約900名	約1,400名	約1,200名	—

イ 動物愛護教育を担う教育委員会や京都市獣医師会などの協力を得て製作した「命の大切さ」、「動物との正しいかかわり方」をテーマとした動物愛護副読本「いきものとなかよし」については、平成28年度から市内小学校1年生全生徒に配布し、生活科等の授業で活用していただいています。

<副読本の配布実績>

	H28	H29	H30	R1	R2
小学校数	166校	164校	165校	163校	161校
対象生徒数	約11,000名	約10,800名	約10,100名	約9,800名	約9,400名

ウ 幼稚園、保育園、児童館に向けては、平成28年度に副読本や副読本を基に作成した紙芝居を配布しました。

<紙芝居の配布実績>

市立・私立幼稚園	116園
市立・私立保育所	270園
児童館	141箇所

エ 令和2年度には、副読本や紙芝居の活用状況を調査し、新たな動物愛護教材の開発等に役立てるために、市内の小学校、幼稚園、保育園に対して、アンケートを実施しました。

<活用状況アンケート結果>

◎小学校（回答：35）

・授業等での使用状況

生活科の授業（17）、帯時間（4）、道徳の授業（2）、学活の授業（2）、
使用していない・無回答（10）

・使用したページ

どうぶつとのかかわりかた（96%）、なかよしになれるかな（81%）、いのちのおと（69%）

◎幼稚園・保育園（回答：47）

・教材の活用方法（複数回答あり）

園児に読み聞かせ（21）、回覧（8）、その他（園内に掲示等）（12）、無回答（13）

・紙芝居等についての感想や意見

身近な動物への興味や接し方に子どもたちが関心を持つきっかけとなった。
解りやすく、親しみがもてるキャラクターもとても良かった

(2) 動物園等と連携した動物愛護の普及啓発

動物関連施設として、京都市動物園と情報共有を行うとともに、本市が作成する動物愛護に関するリーフレット等の配布に協力していただくなどの連携を図りました。

3 ペットに係る災害時の対策

(1) 飼い主とペットと一緒に避難できる避難所の受入体制強化

ア 災害時に、市内全ての避難所において、飼い主がペットを連れて避難できるよう、平成28年に製作した避難所向け手引書「ペットの避難どうしよう？」をもとに、医療衛生センター及び区役所・支所の総務防災担当の職員が、受入体制の整備について各避難所の運営者及び管理者に必要性等の説明や助言等を行うとともに、地域におけるペットとの同行避難訓練や避難所運営マニュアルの改定等をサポートしました。

イ 毎年、各区総合防災訓練や学区の防災訓練等の機会をとらえ、ペットの避難に関する啓発ブースの設置やデモンストレーションを行い、飼い主に対して普段からのペットのしつけや避難用品の備えについて啓発していますが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年度については訓練等が縮小されるなどしたことから、ペットの災害対策について動画を作成し、動物愛護週間事業のテレビ番組「京都アニラブテレビ」等で発信しました。

<ペットの受入体制整備に関する指標>

	R1	R2
各区防災訓練等における 啓発実施回数	47 回 (区総合防災訓練 5 回を含む)	38 回 (区総合防災訓練 1 回を含む)
ペットの受入体制 整備済避難所数	117 避難所／424 避難所 (27.6%)	380 避難所／434 避難所 (87.6%)

(2) 関係機関との協力体制の構築

京都市地域防災計画に基づき、獣医師会や動物愛護団体、ボランティア団体等と連携し、飼い主の被災や避難により放置等されるおそれのあるペットの保護収容対策について検討を進め、関係団体との災害協定を締結しました。

今後は、協定締結団体に対して本市が実施する防災訓練や動物愛護事業への積極的な参加を求めていくなど、協力体制の構築に努めていくとともに、さらに、円滑な救護活動が協働できるよう、新たに民間団体（ペット産業に関連した民間企業や動物愛護団体など）との協定締結を進めていきます。

協定書	締結日	相手方	概要
災害時の動物救護活動に関する基本協定書	平成29年 5月25日	公益社団法人 京都市獣医師会	・ 被災動物に対する応急手当 ・ 飼い主からの動物に関する健康相談 ・ 会員動物病院における施設、設備、物資の供給

災害時における飼い主等への支援に関する協定書	令和2年 10月23日	認定NPO法人 アンビシャス	・ 避難所運営者からペットの受入に関する相談対応 ・ 飼い主等からの避難所等での飼養に関する相談対応 ・ 被災動物への支援等に関する情報の収集・発信
災害時における動物の飼養・保管に関する物資の提供協力に関する協定書	令和2年 10月23日	近畿ケネル 協同組合	・ 保有する物資の提供 ・ 物資の運搬

4 動物由来感染症対策

(1) 動物由来感染症に関する啓発

ア 動物由来感染症に関する啓発パンフレットを医療衛生センター等に配架し、情報発信を実施しました。

イ 鳥インフルエンザ、重症熱性血小板減少症（SFTS）、豚熱等に関して、国等からの感染症等に関する情報の収集を図るとともに、医療衛生センター、動物愛護センター、獣医師会及び動物取扱業者等に対して情報提供し、適切な対応を求めるなど注意喚起を行いました。

(2) 発生時に対応できる連絡体制の構築

感染症等の発生時に対応するため、環境省、京都府、京都市獣医師会をはじめ、庁内関係部局との連絡体制を整備しました。

5 動物愛護ボランティア等の育成と調査研究の推進

(1) 動物愛護推進員制度の拡大と研修会の実施

第8期(令和2年8月1日～令和4年7月31日)動物愛護推進員として、「京都市保健協議会連合会」、「京都市獣医師会」、「認定NPO法人アンビシャス」、「京都動物愛護センター」から推薦を受けた方（計30名）に委嘱を行いました。

(2) 動物愛護行政に^{ちしつ}知悉した職員の育成

ア 国や自治体が開催する動物愛護・管理研修会に参加し、他都市における動物愛護事業についての情報収集や意見交換を行いました。

イ 本市動物愛護新任担当職員に対する動物愛護事業に係る研修を実施し、事業の効果的な推進方法等について理解を深めました。

(3) 動物由来感染症等に関する調査研究の実施

動物由来感染症について、平素より環境省、厚生労働省、京都府と連携し、最新情報の共有を行うことにより、発生状況の把握に努め、市内発生時に迅速な対応が取れるよう備えました。